

日臨内専門医と総合診療専門医の「特任指導医」について

研修推進委員会

2013年4月の「厚生労働省 専門医の在り方に関する検討会報告書」にもとづき、総合診療領域を「基本領域」として加えること、専門医の名称は「総合診療専門医」とし、19番目の基本領域として養成することとされました。

日臨内専門医は、この総合診療専門医の「特任指導医」候補となることができます。特任指導医は、一般社団法人日本専門医機構（以下、機構）が定める資格となりますので、ご興味のある先生は、下記 Q&A をご参照の上、機構のホームページから講習会にお申し込みください。

(2020/1/31 時点)

Q1：特任指導医とは？

A1：機構が定める総合診療専門研修プログラム上の総合診療専門研修（I：診療所または地域の中小病院、II：総合診療を有する病院）の指導を行う指導医のこと。本来、専門医の中から選任されるが、まだ専門医が誕生していないので、暫定的に指導医としているので特任指導医という名称になっている。日臨内専門医や特定の条件に該当する医師が、機構の開催する講習会（1日）を受講することで、資格を得られる。5年間の認定期間で、更新制。日臨内の場合は、日臨内専門医を維持していることが条件になる。特任指導医がいつまで継続されるかは現在のところ未定。

詳細は、機構のプログラム等を確認してください。

https://jmsb.or.jp/sogo-dl/comprehensive_part180518rev2.pdf

Q2：総合診療専門医とは？

A2：機構の定める資格の1つ。

2013年4月の「厚生労働省 専門医の在り方に関する検討会報告書」にもとづき、総合診療領域を「基本領域」として加えること、専門医の名称は「総合診療専門医」とし、19番目の基本領域として養成することとされた。

詳細は、機構のプログラム等を確認してください。

<https://jmsb.or.jp/sogo/>

Q3：特任指導医になるには？

A3：日臨内専門医かつ卒後の臨床経験7年以上等、一定の条件を満たし、かつ機構が開催する「特任指導医講習会」を受講することが必要。

講習会申込や詳細は、機構ホームページ等を確認してください。

<https://jmsb.or.jp/sogo3/>

※2020年4月以降の開催予定は未定。決定次第機構ホームページ等で公開。

※具体的なプログラムに参加しておらず、特任指導医講習会を受講する場合は、
受講申し込みフォームで「基幹施設名」「専門研修プログラム名」「専攻医採用数」

を”未定”と入力する。

Q4：特任指導医になってメリットがあるのか？

A4：メリットは各自で判断されるものであり、かつ特任指導医は日臨内とは別団体が認めるものですので、会としては明言できません。本会も含めて、各団体は総合診療専門医と既存の資格取得者が連携して日本の地域医療を支えるべく、より良い道筋を敷設できるよう検討中です。

総合診療専門研修プログラムにおいて、クリニックで総合診療専門研修（内科の研修ではありません。）を行うためには、特任指導医という資格は必須です。1日の講習でこの指導医になれるということは、日臨内専門医は地域で総合診療を実践している医師として対外的に評価されている証です。

総合診療専門研修プログラムには、内科以外に総合診療、小児科、救急の研修が必須となっています（内科：12か月以上、総合診療：I、II 6か月以上、小児科：3か月以上、救急：3か月以上）。特任指導医の講習を受けることは総合診療専門医という資格がどのようなことを求められているかを具体的に知ることもでき、有益かと思われま

※特任指導医の取得＝総合診療専門医の取得にはなりませんので、ご注意ください。

●特任指導医の詳細についてお問い合わせ先

日本専門医機構 総合診療専門医全般（メールでのお問い合わせのみ）

https://jmsb.or.jp/contact_sogo/

※日臨内では特任指導医・総合診療専門医についてご回答できませんので、ご了承ください。